



平成27年度

徳島県専門医研修資金 貸与者募集要領

徳島県専門医研修資金貸与制度は、将来、徳島県内の公的医療機関等において、県内において不足している小児科、産科又は外科の医師として勤務し、本県の地域医療を支えていこうとする意思を有する専門研修医に対して、その研修を支援するために、徳島県が必要なお金をお貸しする制度です。

～募 集 期 間～

平成27年4月1日（水）～ 平成27年5月1日（金）

申請方法等

1 応募資格

次の2つの条件を満たす必要があります。

- ①初期臨床研修修了後、徳島大学病院の小児科、産科婦人科又は外科※に所属し、知事の指定する県内の公的医療機関等その他知事が認める医療機関に勤務して専門医研修を受けていること。
- ②将来、徳島県内の公的医療機関等において、小児科、産科又は外科の医師として勤務しようとする意思があること。

※徳島大学病院の外科とは、心臓血管外科、食道・乳腺甲状腺外科、呼吸器外科、消化器・移植外科及び小児外科・小児内視鏡外科です。

2 募集人員（4名）

今回の募集では、平成27年度から専門研修を開始した医師4名を募集します。

3 貸与額

月額100,000円。

4 貸与する期間及び貸与方法

- ①貸与期間は、貸与決定した年の4月から、専門医研修を修了するまでの間で、貸与申請時に指定した年の3月までです。ただし、貸与できる期間は最大3年間です。
- ②研修資金は毎月貸与します。(口座振替の方法によって貸与します。)

5 貸与者の決定

申請書類による審査により貸与者を決定し、その結果を申請者に文書で通知します。

6 応募方法及び募集期間

(1) 申請書類の提出

次の書類を「7 応募先」あてに持参又は郵送して提出してください。

①研修資金貸与申請書(様式第3号)

申請には、2人の保証人が必要です。保証人は、独立した生計を営む身元の確実な成年者であることが必要です。

②本人及び保証人の戸籍抄本(発行日から6ヶ月以内のもの)

③臨床研修修了登録証の写し

④大学病院長の推薦書(様式第4号)

※申請者は、「徳島県専門医研修資金貸与者募集要領」及び「徳島県専門医研修資金貸与制度募集のしおり」を読み、制度を確認してください。

※申請書類は、次のアドレスからダウンロードできます。

URL：<http://anshin.pref.tokushima.jp/med/bunya/ishi/>

(2) 募集期間

平成27年4月1日(水)から平成27年5月1日(金)まで

7 応募・問い合わせ先

徳島県保健福祉部医療政策課地域医療・鳴門病院担当(県庁2階)

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL: 088-621-2212 FAX: 088-621-2898

※直接持参の場合 募集期間内の月～金曜日 8時30分から18時まで。

郵送の場合 簡易書留又は配達記録で郵送してください。(最終日の消印まで有効)

研修資金の返還免除

貸与期間終了後、貸与を受けた医師が次の条件をすべて満たしたときは研修資金の返還債務が全額免除になります。

1 業務従事期間の満了

研修資金の貸与終了時点から、貸与期間の2倍に相当する期間（「2倍相当期間」）を経過するまでに、徳島県内の公的医療機関等において、研修資金の貸与期間の1.5倍の期間（「業務従事期間」）、小児科、産科又は外科（「特定診療科」）に係る医師の業務に従事すること。

H26年度から下記条件を満たし、知事が特別に認めた場合は最大4年間で2倍相当期間に加算することが認められました。

【条件】

- ① 自身の医学的知識・能力の向上に役立つ進学等であること。
- ② 加算期間中の研修計画等県が別に定める様式を提出すること。
- ③ 少なくとも1年間の公的医療機関等に勤務していること。

【業務従事期間の計算例】

貸与期間が3年間の場合 → 業務従事期間：3年×1.5＝4.5年間

2倍相当期間：3年×2＝6年間

（条件を満たすと2倍相当期間は、4年間の加算が可能。）

【勤務ローテーションの例】

年数	—	—	①	②	③	1	2	3	4	5	6	
勤務場所	臨床研修病院	臨床研修病院	知事の指定する公的医療機関等又は★知事の認める医療機関			知事の指定する公的医療機関等		県外病院	知事の指定する公的医療機関等			
内容	初期臨床研修	初期臨床研修	専門医研修			産科医・小児科医・外科医として従事		研修・研究	小児科医・産科医・外科医として従事			

研修資金貸与期間
(★公的医療機関等以外は、知事が認めれば貸与)
業務従事期間（貸与期間の1.5倍）
返還免除

途中で1年間、業務を中断

【※知事が指定する県内の公的医療機関等】

徳島大学病院，県立中央病院，徳島市民病院，徳島赤十字病院，徳島県鳴門病院，麻植協同病院，阿南医師会中央病院，阿南共栄病院，阿波病院，県立海部病院，県立三好病院，つるぎ町立半田病院

2 専門医研修期間中及び業務従事期間中の勤務について

研修医が専門研修期間中に勤務する医療機関については、本人が徳島大学病院と相談して決定します。

研修資金の貸与を受けた者（以下「研修資金貸与医師」という。）の業務従事期間中の勤務については、徳島県内の公的医療機関等を、本人の希望を踏まえ、徳島県と徳島大学病院が協議した上で、徳島県地域医療支援機構において調整します。

ただし、次の条件を満たすことを基本とします。

- 専門医研修1年目は、徳島大学病院で勤務。
- 専門医研修期間中または業務従事期間中に、少なくとも研修資金貸与期間の2/3に相当する期間（貸与期間が3年間の場合は2年間）は県立病院で勤務。

研修資金の返還

返還事由が発生したときは、その事由の発生が生じた日の翌月の末日までに、貸与を受けた研修資金の金額に返還利息を合わせた金額を返還しなければなりません。

1 返還事由

- ① 研修資金の貸与契約が解除されたとき。
- ② 業務外の事由により死亡したとき。
- ③ 「2倍相当期間」が経過するまでに、業務従事期間を満了する見込みがなくなったとき。
- ④ 以前に徳島県医師修学資金の貸与を受けた場合にあっては、同資金の義務従事期間を満了する見込みがなくなり、同資金を返還しなければならなくなったとき。

2 返還期日

返還事由が発生したときは、翌月の末日までに、返還額全額を返還しなければなりません。

3 返還利息

返還利息は、貸与を受けた研修資金のそれぞれの経費の額に、それぞれの貸与を受けた日から最後に貸与を受けた日の属する月の末日までの期間に応じて、年10%の割合により算定した額になります。

4 延滞利息

正当な理由なく、返還額を返還期日までに、返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年14.5%の延滞利息を支払わなければなりません。

注意事項

- ①申請者は、「徳島県専門医研修資金貸与者募集要領」及び「徳島県専門医研修資金貸与制度のしおり」を読み、制度を確認してください。
- ②申請書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、遺漏のないよう正確に記入してください。
- ③添付書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することがありますので注意してください。
- ④申請書類は、採用の可否にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。

応募先・問い合わせ先

徳島県保健福祉部医療政策課
地域医療・鳴門病院担当

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL：088-621-2212

FAX：088-621-2898

E-mail：iryo@mail.pref.tokushima.lg.jp